

『通所介護【保険外】事業』重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

当事業所は、ご契約者様に対して介護保険外の通所サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1、藤崎町社協デイサービスセンターの概要

(1) 提供できる居宅サービス及び藤崎町介護予防・日常生活支援総合事業の種類と地域

事業者名	社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会
事業者所在地	青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字富田70-1
事業者電話番号	0172-65-2056
事業所名	藤崎町社協デイサービスセンター
事業所所在地	青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字富田67-1
事業所電話番号	0172-65-4071
事業所番号	○指定通所介護（指定事業所番号 0272300385） ○藤崎町介護予防日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号通所事業）
・その他のサービス	○指定訪問介護（指定事業所番号 0272300393） ○藤崎町介護予防日常生活支援総合事業訪問型サービス（第1号訪問事業） ○居宅介護事業・重度訪問介護事業
サービスを提供できる地域	※藤崎町

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
所長	介護福祉士	1名	0名	生活相談員 介護職員	1名	通所介護事業全般に係る総括 ホームヘルプサービスセンター 管理者と兼務
生活相談員	社会福祉士	1名	0名	介護職員	1名	通所介護計画の作成
	介護支援専門員 看護師	1名	0名	看護職員 介護職員	1名	
	看護師	1名	0名	看護職員 介護職員	1名	
看護職員兼 機能訓練指導員	看護師	1名	0名	介護職員	1名	利用者の健康管理及び機能 訓練等の指導助言
介護職員	介護福祉士	4名	1名	常勤1名は 調理員と 兼務	6名	利用者の介護
	なし	1名	0名	なし		
調理員	調理師	0名	1名	なし	1名	利用者の食事提供
	なし	1名	1名	なし	2名	
用務員	なし	0名	1名	なし	1名	環境整備等の用務業務
合計		11名	4名		15名	

(3) 当事業所の設備の概要

定 員	30 人	身障用トイレ	3.96 m ²
食 堂	125.27 m ²	トイレ脱衣室	17.64 m ²
機 能 訓 練 室	28.08 m ²	休 養 室	24.165 m ²
浴 室 一般浴槽・特殊浴槽	38.95 m ² (一般浴槽はときわ温泉 の温泉水を使用)	相 談 室	7.84 m ²
男 子 ト イ レ	7.16 m ²	介 護 者 教 育 室	30.825 m ²
女 子 ト イ レ	6.84 m ²	送 迎 車	4 台

(4) サービスの提供時間帯

	営業時間	サービス提供時間
年 中	午前 8 時～午後 5 時 00 分	午前 8 時～午後 5 時 00 分
営 業 日	年中無休 (特に指定する日を除く)	

2 当事業所の特徴等

(1) 運営方針

- ①指定通所介護及び通所型サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ②事業者自らその提供する指定通所介護及び通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③指定通所介護及び通所型サービスの提供に当たっては、通所介護計画又は介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- ④指定通所介護及び通所型サービスの提供に当たる従業者は、指定通所介護及び通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- ⑤指定通所介護及び通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- ⑥指定通所介護及び通所型サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。
- ⑦感染症の発生及びまん延等の対策を強化するために、委員会の開催、感染症対策のための指針整備、研修や訓練（シュミレーション）の実施等を行う。
- ⑧感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練（シュミレーション）の実施等を行う。
- ⑨認知症への対応力を向上させるため、認知症に係る取り組みや研修の受講等を行い、その内容について介護情報公表制度において公表する。
- ⑩地域等との連携を強化するために、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。
- ⑪利用者の人権の擁護、虐待の防止のための措置を講じるために、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るとともに、虐待防止のための指針を整備する。また、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施するとともに、措置が適切に実施するために担当者を置く。
- ⑫身体拘束の適正化を図るために利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。身体拘束を行う場合には、その様態・時間、その際の利用者の心身の状況並び

に緊急やむを得ない理由を記録する。

⑫職場環境の改善を図るために、ハラスメント対策を強化するとともに、ハラスメントを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じる。

3、当事業所で提供する通所介護【保険外】事業のサービス内容と利用時の留意事項、料金

サービス名	サービスを提供する日	サービスを提供する時間
① 同行支援サービス	平日（特に指定する日を除く）	営業時間内の施設の指定する時間

(1) サービス利用対象者

対象者は藤崎町社協デイサービスセンターを利用滞在中の方となります。

- ①保険外サービスの利用中は、介護保険でのサービス提供が一旦中断されます。
- ②保険外サービスは当事業所管理の下サービスが提供されます。

(2) 「同行支援サービス」の内容

利用者個人の希望により当事業所から外出する際に個別に送り迎えをいたします。

(デイサービスの職員以外に社会福祉協議会の職員や登録ボランティアが対応する場合があります)

① 「同行支援サービス」の種類について

ア、近隣金融機関への同行支援

以下の店舗へ送迎同行します

- ・陸奥常盤郵便局
- ・JA つがるみらい常盤支店

○利用にあたっての留意事項

- ・金融機関の書類記入や代筆、ATMの操作等、手続きに関するお手伝いは一切できません。送り迎えのみのサービスとなります。
- ・現金や通帳、印鑑等の貴重品についての所持管理の責任は利用者様ご本人となり、デイサービスの送迎時や同行支援サービス時に職員等がお預かりして所持することは一切できません。ただし、センター滞在中につきましては当事業所の金庫でお預かりします。その際はお預かりする現金の金額や貴重品の内容を利用者様、職員で確認の上お預かりと返却をいたします。
- ・当事業所は、利用者様の所持中におかれる現金や貴重品の紛失、盗難等については一切の責任を負いませんので十分ご注意ください。
- ・サービス利用の際は、トラブルにならぬようご家族様とも情報の共有をお願いします。

イ、常盤老人福祉センターで行われる検診への同行支援

○利用にあたっての留意事項

- ・検診受付までの送り迎えのみのサービスとなります。

② 「同行支援サービス」の利用料について

無料で利用できます。

(4) その他の留意事項

- ①サービス内容について「通所介護計画書」に記載し交付いたします。
- ②保険外サービスを利用される際は事前に利用希望日をお知らせください。なお、職員体制やその他の理由によりサービスを提供できない場合がございますので予めご了承ください。
- ③利用者またはその家族からの金銭や物品の授受は固くお断りいたします。

④喫煙や飲酒はできません、また、酒気帯びでの利用もできません。

⑤サービス利用中に職員の指示を守れない場合はサービスの提供を中止いたします。

4、安全なサービスを提供するための取り組み

事 項	備 考
従業員への研修の実施	年1回以上 研修参加を実施しております。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。
非 常 災 害 対 策	防災設備（火災報知機・ガス検知器・消火器） 総合訓練（年2回） 防火管理者 猪股 和浩
衛 生	感染症防止のための館内、送迎車両の消毒をおこなっております。

5、苦情の受付について

(1) 当事業所のお客様相談・苦情担当

電 話	0172-65-4071
F A X	0172-65-4071
受付日	年 中
受付時間	午前 8時～ 午後 5時00分

苦情解決責任者 成田 全弘

苦情受付担当者 猪股 和浩

(2) 苦情解決第三者委員

皆様からの相談・苦情に対し公正に対処するために中立的な立場の第三者委員を設置しております。

氏 名	住 所	電話番号
白取 正美	藤崎町大字常盤	65-3731
荒谷 百合子	藤崎町館川町	75-3444
笹森 一萬夫	藤崎町徳下	65-3554
渡辺 敏雄	藤崎町亀田	65-3289

(3) その他

当該事業所以外に、お住いの市町村や青森県国民健康保険団体連合会、青森県運営適正化委員会の相談窓口で苦情を伝えることができます。

機 関 名	住 所	電話番号
藤崎町役場福祉課 介護保険係	藤崎町大字西豊田1丁目1-1	0172-75-3111
青森県国民健康保険団体連合会	青森市新町2丁目4-1 県国保連ビル	017-723-1336
青森県運営適正化委員会	青森市中央3丁目20-3 県民福祉プラザ2階	017-731-3039

6、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前に打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

7、事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援専門員等に連絡を行います。

また、事故の状況及び対応した処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の保険外サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。

※同行支援サービスの利用中については、当事業所が東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

※理美容サービスの利用中については、外部理容業者が契約を結んでいる損害賠償保険会社となります。

8、秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

9、個人情報の利用について

(1) 使用目的

- ① 保険外サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、介護の状況を把握する為に必要な場合。
- ② 上記以外の介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- ③ 現に保険外サービスの提供を受けている場合で体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったとき、医師看護師等に説明する場合。

(2) 個人情報を提供する事業所

- ① 居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所
- ② 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療する事となった場合)

(3) 使用する期間

- ① サービスの提供を受けている期間

(4) 使用する条件

- ① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れる事のないよう細心の注意を払う。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

10、同意書

令和 年 月 日

通所介護【保険外】事業の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字富田 70-1
名称 社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会

会 長 山 内 敏 ⑩

事業所

所在地 青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字富田 67-1
名称 藤崎町社協デイサービスセンター

説明者氏名 ⑩

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受け、通所介護【保険外】事業の提供開始及び個人情報を提供することに同意します。

利用者

住 所 南津軽郡藤崎町大字

氏 名 ⑩

(代理人)

住 所

氏 名 ⑩